

## オーストラリアに輸出するウイスキー等の貯蔵年数に関する証明について

オーストラリア連邦（以下「オーストラリア」という。）では、同国の関税法（Customs Act 1901）により、輸入するウイスキー、ブランデー及びラム（以下「ウイスキー等」といいます。）については、木製の樽で最低 2 年間熟成されていることが通関の要件とされており、通関に当たっては、当該要件について、オーストラリア税関の告示のリストに掲げられている原産国の政府が承認した機関が発行した証明書を添付することが求められています。

我が国において、ウイスキー等の貯蔵年数の証明に当たっては、当該ウイスキー等の製造場を所轄する国税局長が行うこととしています。

### 1 オーストラリアが求める証明事項

オーストラリアへ輸出するウイスキー等については、木製の樽で最低 2 年間熟成されていることの証明が必要になります。

### 2 国税局で証明する事項

国税局においては、酒類業者からオーストラリアへ輸出するウイスキー等に関して申請があった場合に、上記 1 の事項について証明書の発行を行います。

### 3 証明書発行のために必要な書類及び提出方法

証明書の発行を申請しようとする方は、「ウイスキー等に係る貯蔵年数証明書」及び「オーストラリアに輸出するウイスキー等に関する貯蔵年数証明申請書」を製造場の所在地を所轄する国税局酒税課（沖縄県においては、沖縄国税事務所間税課。以下同じ。）へ提出してください。その際、確認書類として、そのウイスキー等の貯蔵年数が確認できる帳簿の写し等を併せて提出してください。

なお、国税局酒税課への提出方法として、①輸出証明書発給システム又は②輸出入・港湾関連情報処理システム（NACCS）を利用した電子申請のほか、③各種必要書類を書面で作成して郵送することも可能です。

事務の省力化及び申請書等の郵送等のコスト削減のためにも、①又は②の電子申請を是非ご利用ください。利用手続については、国税庁ホームページ「輸出証明書発給システムについて」をご覧ください。

※ 1 令和 3 年 4 月 1 日から、証明書の発行機関を、税務署から国税局酒税課に変更しました。

また、証明書について、偽造防止技術を備えた用紙に変更するほか、朱肉による押印に替え、電子公印による押印に変更いたしました。

※ 2 令和 3 年 7 月 1 日から、偽造防止技術を備えた用紙を政府統一用紙に変更いたしました。

令和 年 月 日

国税局長 殿

申請者 住所又は所在地

氏名又は名称及び代表者氏名

(連絡先)

オーストラリアに輸出するウイスキー等に関する貯蔵年数証明申請書

オーストラリアに対してウイスキー等を輸出するに当たり、貯蔵年数に関する証明を受けたいので申請します。

MATURATION CERTIFICATES FOR BRANDY, RUM OR WHISKY

Consignment Code:..... Certificate Number:.....

\_\_\_\_\_ certify that the contents described below are correct based on the evidence materials submitted by the applicant.

Producer:

Final consignee:

Products:

Description of products	Quantity	Maturation period	Country

Date:

Certificated by

ウイスキー等に係る貯蔵年数証明書（仮訳）

貨物コード：.....

証明書番号：.....

☆☆国税局は、申請者から提出された証拠資料に基づいて、以下に記載された内容が相違ないことを証明する。

製造者：

輸入者：

製品：

製品の詳細	数量	貯蔵期間	貯蔵国

証明日：令和●年●月●日

証明者：☆☆国税局長 ◆◆◆◆

公印

太枠内に必要事項を記載する。

※赤字部分は記載例

MATURATION CERTIFICATES FOR BRANDY, RUM OR WHISKY

Consignment Code: ①インボイス番号 Certificate Number: (国税局で記載)

(国税局で記載) certify that the contents described below are correct based on the evidence materials submitted by the applicant.

Producer: ②輸出酒類の製造者の名称及び製造場の所在地

□□ Co., Ltd □-□-□ Kasumigaseki, Chiyoda-ku, Tokyo, Japan

Final consignee: ③輸出酒類の輸入者の名称及び所在地

○○ Trade Co., Ltd ○-○-○, Australia

Products:

Description of products	Quantity	Maturation period	Country
④輸出酒類の詳細 □□ Whisky 700ml	⑤輸出酒類の数量 100 cartons (1,200bottles)	⑥輸出酒類の 貯蔵年数 Over 2 years	⑦輸出酒類 の貯蔵国 Japan

Date: (国税局で記載)

Certificated by (国税局で記載)

## ウイスキー等に係る貯蔵年数証明書 記載要領

オーストラリアに輸出するウイスキー等に係る貯蔵年数証明書の記載要領は以下のとおりです。

なお、各欄は英語で記載してください。

① 「Consignment Code」欄

インボイス番号を記載してください。

なお、証明の申請時点で、インボイス番号を有さない場合には証明申請段階では空欄とし、オーストラリア側に提出するまでに記載してください。

② 「Producer」欄

輸出しようとするウイスキー等の製造者の名称及び製造場の所在地を記載してください。

③ 「Final consignee」欄

輸出しようとするウイスキー等の輸入者の名称及び所在地を記載してください。

④ 「Description of products」欄

輸出しようとするウイスキー等の商品名、内容量等を記載してください。

⑤ 「Quantity」欄

輸出しようとするウイスキー等の数量を記載してください。

⑥ 「Maturation period」欄

輸出しようとするウイスキー等について、木製の容器に貯蔵された年数を記載してください。

⑦ 「Country」欄

輸出しようとするウイスキー等を木製の容器により貯蔵していた国名を記載してください。